

埼玉県公安委員会規程第8号

警察署協議会の委員の委嘱等に関する規程を次のように定める。

平成13年5月25日

埼玉県公安委員会委員長

警察署協議会の委員の委嘱等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、警察法（昭和29年法律第162号）第53条の2第3項並びに警察署協議会条例（平成13年埼玉県条例第45号。以下「条例」という。）第3条第4項及び第6条の規定に基づき、警察署協議会（以下「協議会」という。）の委員の委嘱等に関し必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 埼玉県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、住民及び自治体、学校その他その業務上地域における安全に関する問題に日常的にかかわりをもつ団体等の関係者のうちから、地域住民を代表してその地域における安全に関する意見、要望等を表明するにふさわしい者を委員に委嘱する。

2 公安委員会は、委員の委嘱に当たっては、委嘱しようとする者が属することとなる協議会の置かれた警察署の署長の意見を聴くものとする。

3 委員の委嘱は、委嘱状（別記様式第1号）を交付して行う。

(解嘱)

第3条 公安委員会は、条例第3条第4項の規定に基づき委員を解嘱しようとするときは、当該委員に弁明の機会を与えるものとし、解嘱の理由を付した弁明通知書（別記様式第2号）により、当該委員に通知するものとする。ただし、当該委員から解嘱の願出があった場合又は所在不明等のため当該委員に通知することができない場合は、この限りでない。

2 公安委員会は、委員の解嘱に当たっては、当該委員の属する協議会の置かれた警察署の署長の意見を聴くものとする。

3 委員の解嘱は、公安委員会の委員の合議により決定し、解嘱通知書（別記様式第3号）により通知して行う。

(補欠の委員の委嘱)

第4条 公安委員会は、委員に欠員が生じたときは、速やかに補欠の委員を委嘱するものとする。

る。

(報酬等)

第5条 委員の報酬額は、日額13,800円とする。

2 委員の費用弁償の額は、一般職の常勤職員に支給する旅費と同額とする。

(委任)

第6条 協議会の委員の委嘱等の事務に関する細目的事項に関しては、埼玉県警察本部長が定める。

附 則

この規程は、平成16年6月1日から施行する。

附 則 (平成17年4月1日公安委員会規程第6号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年4月19日公安委員会規程第8号)

この規程は、平成18年4月19日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年3月23日公安委員会規程第6号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

委 嘱 状

殿

警察署協議会委員

に委嘱します。

任期は、 年 月 日
までとします。

年 月 日

埼玉県公安委員会



第 号
年 月 日

殿

埼玉県公安委員会 印

弁 明 通 知 書

警察署協議会条例第3条第4項の規定により警察署協議会委員を解嘱することについて、弁明の機会を付与しますので通知します。

記

1 解嘱の理由

2 弁明書の提出先

埼玉県公安委員会

3 弁明書の提出期限

年 月 日 () まで

※ 弁明書には、あなたの氏名、住所及び解嘱の理由に対する弁明を記載して下さい。

解 嘱 通 知 書

警察署協議会委員 殿
警察署協議会条例第3条第4項の規定により 警察署協議会委員 の委嘱を解いたので通知します。
年 月 日 埼玉県公安委員会 印

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県公安委員会です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った

日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。